

# 一般社団法人青森県臨床工学技士会

## 定款施行細則

### 第1章 総則

#### (目的)

1-1 この施行細則は、社団法人青森県臨床工学技士会定款をうけ、本会事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (構成)

1-2 この施行細則は、次の各章により構成する。

第1章 施行細則総則

第2章 会員規定

第3章 役員選出規定

第4章 専門委員会規定

第5章 施行細則改廃規定

第6章 慶弔見舞金給付規定

第7章 表彰規定

第8章 出張旅費規程

第9章 テレワーク規程

第10章 補則

### 第2章 会員規定

#### (入会)

2-1 定款第7条に定める入会申込書は、理事会の決定した書式とする。

#### (会費)

2-2 定款第6条に定める会費は次の通りとする。

1. 正会員 年額会費 5,000円
2. 準会員 年額会費 3,000円
3. 賛助会員 年額会費1口 20,000円
4. 顧問 免除

#### (納入)

2-3 会費の納入期は、年度開始時に当該年度の会費を納入するものとする。

#### (名簿の変更)

2-4 会員名簿の氏名、勤務先、住所等に変更があるときは、遅滞なく本会事務局に届けなければならない。

#### (退会)

2-5 定款第9条に定める退会届は理事会の決定した書式とする。

### 第3章 役員選出規定

#### (総則)

3-1 役員を選出は、定款第4章に基づき、この規定による。

#### (役員を選出)

3-2 理事及び監事に立候補しようとする者、又は、立候補を推薦しようとする者は、理事会の承認をもって総会で決定する。

### 第4章 専門委員会規定

#### (委員会の設置)

4-1 会長が、定款第9章に定める委員会を設置する場合、設置目的、委員長、委員等について理事の承認を受ける。

#### (委員長及び委員の任免)

4-2 委員長及び委員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

#### (委員長)

4-3 委員長は委員会を統括し、該当する会務の協議及び執行を行う。又委員長は理事会に出席して意見を述べる事ができる。

#### (委員)

4-4 委員は該当する会務の協議及び執行を行う。又会長の求めがある場合、委員は理事会に出席して意見を述べる事ができる。

#### (委員会企画の講師料)

4-5 学術講演会等で講師や司会を依頼した場合は、40,000円を上限として講師料を支給する。

4-6 学術講演会等の講師や司会の交通費、宿泊費は講師料と別に支給する。

4-7 講師料の上限にそぐわない講師、司会の依頼に関しては会長判断にて別途支給する。

## 第5章 施行細則改廃規定

(施行細則の変更)

5-1 本施行細則の変更は、理事会の議決を経て決定する。

## 第6章 慶弔見舞金給付規定

(慶弔見舞金の給付)

6-1 定款第6条に定める正会員、準会員および顧問(以下「会員」という)について、慶弔見舞金を定める。

6-2 会員が1週間以上の入院もしくは1ヶ月以上の自宅療養をした時は、本人または施設連絡代表者の届け出により10,000円の見舞金を贈る。

6-3 会員が結婚する場合は、本人または施設連絡代表者の届け出により3,000円の祝電をもって祝福する。

6-4 会員には、香典として10,000円を霊前に捧げ、3,000円の弔電を贈る。顧問に関しては弔電と花輪を別に協議のうえ給付する。

6-5 本会与密接なる関係を有する団体葬ならび個人には、応分の供物を行う。

## 第7章 表彰規定

7-1 この規定は、本会が行う表彰に関することを定める。

7-2 永年職務精巧賞として、本会の会員として10年以上在籍し、定年退職等により本会を脱退した者に10,000円の記念品を贈る。

## 第8章 出張旅費規程

8-1 会長は、会務のため正会員に出張を命ずることができる。

8-2 前条により出張する場合は旅費を支給する。旅費は、交通費(鉄道、船舶、航空、バス、地下鉄、タクシー運賃)ならびに宿泊費とする。ただし鉄道、船舶、バス内における宿泊は宿泊費を支給しない。

8-3 出張は原則公共交通機関を利用するものとし、交通費は経路に従い、経済的かつ適正な交通手段による実費を支給する。

8-4 やむをえない場合を除きタクシーの利用は認めない。利用時は会長の許可を得なければならない。

グリーン車や席のアップグレードも同様とする。

8-5 原則業務が複数日に渡る場合に宿泊を認めるが、業務が深夜または早朝で移動が困難な場合には、会長の判断に従って前泊・後泊を認める。

8-6 本会以外からの交通費あるいは経費が全額または一部が支給されるときは、本会よりの支給はその差額分とする。

8-7 出張日数に応じ、一日あたり5,000円の日当を支給する。ただし8-5で定めた前泊した日、後泊した後の日の日当は支払われない。日当には食事代、通信費が含まれる。

8-8 日帰り出張、理事会開催にあたっての出張および本会の運営に関わる会議やセミナー等での出張における日当として3,000円を支給する。日当には食事代、通信費が含まれる。交通費はJR運賃を基準として支給する。

8-9 国外出張の場合は理事会の決定による。

## 第9章 テレワーク規程

9-1 会長は理事会の開催にあたり理事の移動が困難な事例が発生した場合、テレワークによる理事会の開催を命ずることができる。

9-2 前条よりテレワークを行う場合、必要な通信費や電気代を考慮してテレワークにかかる費用の補填として日当2,000円を支給する。

9-3 本会の運営にかかわる会議にあたってテレワークを実施する場合は事前に会長に申請し許可を得る。テレワークにかかる費用の補填として9-2に準じて日当2,000円を支給する。

9-4 本会の運営にかかわる会議にあたってテレワークを実施する場合、開催終了後速やかに実施報告書を記載し、会長に提出する。

## 第10章 補則

(疑義)

10-1 本施行細則に疑義が生じた時は、理事会において決定する。

(施行日)

10-2 本施行細則は、平成21年8月30日をもって施行日とする。

令和4年9月16日改定